【条約等基本通達(昭和47年3月1日蔵関第106号)】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後

### 改正前

### 1-1 通商関係条約

(1) 我が国との間に締結されている通商航海関係を規律した二国間条約又は協定(新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定(後記3-1)、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定(後記3-2)、経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定(後記3-3)、戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定(後記3-4)、経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定(後記3-5)及び経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定(後記3-6)を除く。以下本項において「条約」という。)で関税関係条項を含むものは、別紙1のとおりであるが、これらの条項に基づく関税率の適用については、次による。なお、関税率以外の関税関係条項の実施に当たっては、国内法令どおり取り扱って差し支えない。

#### 1-1 通商関係条約

(1) 我が国との間に締結されている通商航海関係を規律した二国間条約又は協定(新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定(後記3 - 1)、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定(後記3 - 2)、経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定(後記3 - 3)、戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定(後記3 - 4)、経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定(後記3 - 5)を除く。以下本項において「条約」という。)で関税関係条項を含むものは、別紙1のとおりであるが、これらの条項に基づく関税率の適用については、次による。なお、関税率以外の関税関係条項の実施に当たっては、国内法令どおり取り扱って差し支えない。

【条約等基本通達(昭和47年3月1日蔵関第106号)】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後

19 年条約第8号)

# 3 - 4 戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定(平成

この協定の実施に当たり、同協定に基づくチリ産品に対する税率(チリ税率)、原産地認定基準、積送基準の具体的規定及び同協定第47条、第48条及び第49条の規定において定めるチリ協定原産地証明書及び税関手続については、関税法第3条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等の手続規定については、関税法施行令第61条第1項第2号に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う(なお、関税関係通達の該当規定を参照。)。

# 改正前 3 - 4 戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ<u>協</u>和国との間の協定(平成 19 年条約第8号)

この協定の実施に当たり、同協定に基づくチリ産品に対する税率(チリ税率)、原産地認定基準、積送基準の具体的規定及び同協定 47 条、第 48 条及び第 49 条の規定において定めるチリ協定原産地証明書及び税関手続については、関税法第 3 条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等の手続規定については、関税法施行令第 61 条第 1 項第 2 号に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う(なお、関税関係通達の該当規定を参照。)。

【条約等基本通達(昭和47年3月1日蔵関第106号)】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後

X止役 BLタノエロしの明の協会(7)

3 - 5 経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定(平成19年条約第 19号)

この協定の実施に際し、次のことに留意する。

- (1) 同協定に基づくタイ原産品に対する税率(タイ税率)、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定並びに同協定第43条から第45条までの規定において定めるタイ協定原産地証明書の確認手続については、関税法第3条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等の手続規定については、関税法施行令第61条第1項第2号に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う(なお、関税関係通達の該当規定を参照。)。
- (2) タイ協定原産地証明書の提出を要する場合にあって、次の表の第1欄に掲げ るタイ協定第40条に定めるタイ協定原産地証明書の欄に、同表の第2欄に掲げ る記載がある場合には、同協定附属書1第2部第2節日本国の表中関税率表第 2206.00号に掲げる品目のうち、バナナ、ごれんし、グーズベリー、ナンカ、 サントル、ランサ、レイシ、リュウガン、マンゴー、マンゴスチン、ヤエヤマ アオキ、パイナップル、ザクロ、ランブータン、サラカヤシ、サポジラ、シュ ガーアップル又はタマリンドから製造された発酵酒である旨がタイ政府又は 政府代行機関により証明されているもの(以下この項において「熱帯果実ワイ ン」という。)又は、関税率表第2208.90号に掲げる品目のうち、糖みつ若しくは 精製糖又はその双方及び米の混合物を発酵させたものを蒸留して得られるタ イの蒸留酒(カラメルで着色したものに限る。)である旨がタイ政府又は政府代 行機関により証明されているもの(以下この項において「タイの蒸留酒」とい う。)に分類されるものとして取り扱うこととし、タイ協定原産地証明書の提出 を要しない場合には、必要に応じ、同協定に基づく運用上の手続規則の別紙 (Appendix) 3 に掲げるタイ財務省国税局(the Excise Department of Ministry of Finance) が発給する証明書(C-5291)の提出を求め、熱帯果実ワイン又はタ イの蒸留酒に分類されるか否かを決定するものとする。

## 改正前 3 - 5 経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定(平成19年条約第 19号)

この協定の実施に際し、次のことに留意する。

- (1) 同協定に基づくタイ原産品に対する税率(タイ税率)、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定並びに同協定第40条から第45条までの規定において定めるタイ協定原産地証明書の確認手続については、関税法第3条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等の手続規定については、関税法施行令第61条第1項第2号に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う(なお、関税関係通達の該当規定を参照。)。
- (2) タイ協定原産地証明書の提出を要する場合にあって、次の表の第1欄に掲げ るタイ協定第40条に定めるタイ協定原産地証明書の欄に、同表の第2欄に掲げ る記載がある場合には、同協定附属書1第2部第2節日本国の表中関税率表第 2206.00号に掲げる品目のうち、バナナ、ごれんし、グーズベリー、ナンカ、 サントル、ランサ、レイシ、リュウガン、マンゴー、マンゴスチン、ヤエヤマ アオキ、パイナップル、ザクロ、ランブータン、サラカヤシ、サポジラ、シュ ガーアップル又はタマリンドから製造された発酵酒である旨がタイ政府又は 政府代行機関により証明されているもの(以下この項において「熱帯果実ワイ ン」という。)又は、関税率表第2208.90号に掲げる品目のうち、糖みつ若しくは 精製糖又はその双方及び米の混合物を発酵させたものを蒸留して得られるタ イの蒸留酒(カラメルで着色したものに限る。)である旨がタイ政府又は政府代 行機関により証明されているもの(以下この項において「タイの蒸留酒」とい う。)に分類されるものとして取り扱うこととし、タイ協定原産地証明書の提出 を要しない場合には、必要に応じ、同協定に基づく運用上の手続規則の別紙 (Appendix) 3 に掲げるタイ王国財務省国税局(the Excise Department of Ministry of Finance) が発給する証明書(C-5291)の提出を求め、熱帯果実ワ イン又はタイの蒸留酒に分類されるか否かを決定するものとする。

## 【条約等基本通達(昭和47年3月1日蔵関第106号)】 (注)傍線を付した箇所が改正部分である。

			(注)傍線を付した固所か改止部分である。		
改正後			改正前		
タイ協定原産地証明書の欄	記載内容		タイ協定原産地証明書の欄	記載内容	
第 7 欄 ( Number and type of	熱帯果実ワインにあっては「fermented		第 7 欄 ( Number and type of	熱帯果実ワインにあっては「fermented	
packages;description of	beverages prepared from (タイ協定附		packages;description of	beverages prepared from (タイ協定附	
goods(including quantity where	属書1第2節日本国の表関税率表第		goods(including quantity where	属書1第2節日本国の表関税率表第	
appropriate and HS code of the	2206.00号に掲げる品目のうち熱帯果		appropriate and HS code of the	2206.00号に掲げる品目のうち熱帯果	
importing country))	実ワインの1以上の原料果実名)」及び		<pre>importing country))</pre>	実ワインの1以上の原料果実名)」及び	
	タイ財務省国税局が発給した製品証明			タイ <u>王国</u> 財務省国税局が発給した製品	
	書(Product Certificate)の番号			証明書(Product Certificate)の番号	
	タイの蒸留酒にあっては「Thai local			タイの蒸留酒にあっては「Thai local	
	spirits obtained by fermented			spirits obtained by fermented	
	mixtures of rice and molasses and/or			mixtures of rice and molasses and/or	
	refined sugar, and coloured with			refined sugar, and coloured with	
	caramel」及びタイ財務省国税局が発給			caramel」及びタイ <u>王国</u> 財務省国税局が	
	した 製品 証明書 (Product			発 給 し た 製 品 証 明 書 (Product	
	Certificate)の番号			Certificate)の番号	
第12欄 (Certification)	当該原産地証明書の発給当局(関税法		第12欄 (Certification)	当該原産地証明書の発給当局(関税法	
	基本通達68 - 5 - 14に定める機関をい			基本通達68 - 5 - 14に定める機関をい	
	う。)の署名及び印影(関税法基本通達			う。)の署名及び印影(関税法基本通達	
	68 - 5 - 14の規定に従って事務連絡さ			68 - 5 - 14の規定に従って事務連絡さ	
	れたものに限る。)			れたものに限る。)	

# 新旧対照表

【条約等基本通達(昭和47年3月1日蔵関第106号)】 (注)傍線を付した箇所が改正部分である。

	(江)汚縁を刊した固用が以上即列である。
改正後	改正前
3 - 6 経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定(平成20年	
<u>条約第2号)</u>	
<u>この協定の実施に際し、次のことに留意する。</u>	
同協定に基づくインドネシア原産品に対する税率(インドネシア税率)、原産地	
認定基準及び積送基準の具体的規定並びに同協定第43条から第45条までの規定	
において定めるインドネシア協定原産地証明書の確認手続については、関税法第	
3条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等の手	(新 規)
続規定については、関税法施行令第61条第1項第2号に規定があるので、その実	
施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う(なお、関税関係通達の該当規	
<u>定を参照。)。</u>	